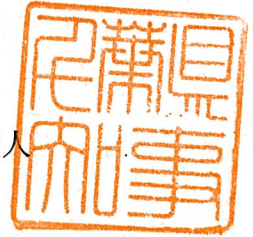


児 第 2 2 6 9 号
令和 6 年 1 2 月 1 7 日

こども家庭庁長官
渡辺 由美子 様

千葉県知事 熊谷 俊人



船橋市の児童福祉法第 59 条の 4 第 1 項の規定による政令で定める市の
指定について (副申)

令和 6 年 11 月 21 日付け船児準第 410 号で船橋市より依頼のあった標記の件について、
その内容を精査したところ、児童相談所設置市として適当と認められます。

つきましては、同市の児童福祉法第 59 条の 4 第 1 項の規定による政令で定める市の指
定について、格別の御理解と御高配を賜りますようお願いいたします。

県としましても、同市の児童相談所が円滑に運営できるよう、これまで協議を積み重ね
てきており、今後も必要な支援や連携を図ります。

なお、下記の点については、児童相談所の設置に向けて今後も確認を継続していくこと
を申し添えます。

記

- 1 児童福祉司や児童心理司、一時保護所職員等の児童相談所職員の確保状況
- 2 一時保護所や児童入所施設、里親等の広域利用に係る事務的詳細
- 3 専門的知識及び技術を要する相談に対する県の助言や援助に係る事務的詳細
- 4 県から市に権限移譲する業務の移管手続きに関する事項
- 5 県が実施する児童福祉業務の広域利用に係る事務的詳細
- 6 県から市に移管する相談事案の範囲や時期、方法等引継ぎに関する事項